

地域密着型サービス自己評価及び 外部評価事業者説明会

平成21年6月16日（庄内）15時～

平成21年6月22日（村山）15時～

1 開会

2 説明

（1）地域密着型サービス外部評価制度の概要

（2）外部評価の流れと改正点

（3）その他（Q&A、評価記入のポイント）

3 質疑応答

4 閉会

○配付資料

① 説明資料	本資料1
② 山形県地域密着型サービス自己評価及び外部評価実施要領	資料2
③ 山形県様式集	資料3
④ 評価項目と考え方の指針	資料4

地域密着型サービス外部評価制度の概要

1 制度の概要

認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム）は、少人数の居住系施設のため閉鎖的になりやすいことから、指定基準において外部により評価を受けることが義務付けられ、外部評価制度が創設されました。

本県においては、平成15年度から実施しておりますが、平成18年度の改正において創設された小規模多機能型居宅介護サービスについても、外部評価を受けることが義務付けられたことから、評価項目を統一し、「地域密着型サービスの外部評価制度」として、平成19年度から施行しています。

本制度は、国の技術的助言に基づき策定した県の実施要領（資料2）により運営し、県が選定した外部評価機関において評価を行い、独立行政法人福祉医療機構が運営するWAMNET（ワムネット）に掲載する仕組みとなっています。

2 制度の目的

評価作業の一連の過程を事業者が主体的に取り組み、評価結果をもとに具体的な改善や情報公開等に活かして、良質なサービスの水準を確保し、サービスの質の向上を図っていくことが、本制度の目的です。

外部評価結果をもとに、事業者は客観性を高めた総括的な評価を行い、改善を図ることが重要となってきます。

また、管理者は、利用者にサービスを提供するに当たっては、自己評価及び外部評価の実施並びにその結果を踏まえたサービスの質の改善に取り組むことについて、全ての介護従業者に対して、十分に意識付けを図らなければなりません。

3 サービス評価の位置付け

本制度は、指定基準を上回るものとして設定された評価項目を目標とし、より高い水準に引き上げていくものであり、行政が行う監査や実地指導ではありません。

評価調査員は、事業者でもなく、利用者・家族でもない、事業所のサービスの質を公平・客観的に点検する第三者の立場であり、対話を通して気づきを伝え、事業所が向上することを推進する支援者です。

4 公表の実施時期

- ① 認知症対応型共同生活介護事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所は、少なくとも年に1回は自己評価及び外部評価を実施し、前回実施した外部評価の公表日から1年以内に評価結果を公表しなければなりません。
- ② 新規事業所においては、開設後1年以内に評価結果を公表してください。
- ③ ユニット数の増などで運営状況が変化した場合でも、可能な限り前回の公表日から1年以内に評価結果を公表してください。

※「前回の外部評価の公表日」＝平成20年度に実施した外部評価結果を市町村に提出し、受理された日（速やかに市町村に評価結果を提出していれば、概ねWAMNETに掲載の「評価確定日」と近い日と考えます。）

※平成21年度から「公表日」＝「評価確定日（WAMNETに掲載された日）」とします。

- ④ 平成21年度の改正により、過去に外部評価を5年間継続して実施している事業所であって、かつ次の要件を全て満たす場合には、①の規定にかかわらず、実施回数を2年に1回とすることができることになりましたが、この取扱いについては、実際には平成22年度から適用となります。（当該実施要件に「1 自己評価及び外部評価結果」及び「2 目標達成計画」を市町村に提出していること」とあるが、「目標達成計画」については、平成21年度から新設のものであるため、該当するのは翌年度からとなる。）

山形県地域密着型サービス自己評価及び外部評価実施要領（抜粋）

第3「自己評価及び外部評価の実施回数」の2（2年に1回とすることができる条件）

- (1) 「1 自己評価及び外部評価結果」及び「2 目標達成計画」を市町村に提出していること。
- (2) 運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されていること。
- (3) 運営推進会議に、事業所の所在する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。
- (4) 「1 自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の2「事業所と地域のつきあい」、3「運営推進会議を活かした取組み」、4「市町村との連携」、6「運営に関する利用者、家族等意見の反映」の実践状況（外部評価）が適切であること。

なお、当該実施回数を適用することについては、あらかじめ、当該事業所の所在する市町村と協議し、同意を得ることとされておりますので、詳細については、市町村と協議し、事業所からの申出書等様式を平成21年度内に決定し、県のHPに掲載します。

【2年に1回の公表の流れ】

(例) 5年間継続公表→(H22 免除申出・許可)→H22 免除(免除した年は公表したものとみなす)→H23 公表→(H24 免除申出・許可※7年公表したと数える)→H24 免除→H25 公表・・・

5 評価機関及び評価手数料

外部評価を受けようとするときには、事業者は評価機関に対して外部評価の申込みをし、申し込んだ後、同機関との間で外部評価委託契約を締結し、その契約に基づき同機関に対して評価手数料を支払っていただくことになります。

本県においては、次頁の4つの評価機関を選定しており、評価手数料については、各評価機関が定めることになっております。

平成21年度から介護サービス情報の公表の対象となることから、事業者の負担軽減を考慮し、評価項目数の減等の理由により、各評価機関とも手数料の引き下げを行いました。

山形県地域密着型サービス外部評価機関一覧

(順不同)

平成21年6月10日現在

1	法人名	山形県国民健康保険団体連合会
	所在地	山形県寒河江市大字寒河江字久保6番地
	代表者職氏名	理事長 遠藤 直幸
	評価手数料 (税込)	小規模多機能型居宅介護 84,000円 認知症対応型共同生活介護1～3ユニット 105,000円 4～6ユニット 178,500円
	評価調査員人数	5名 (平成21年6月10日現在)
	選定年月日	平成19年4月17日
	連絡先	電話:0237-87-8004 FAX:0237-83-3354
2	法人名	協同組合オール・イン・ワン
	所在地	山形県山形市桜町四丁目3番10号
	代表者職氏名	代表理事 佐藤 祐
	評価手数料 (税込)	小規模多機能型居宅介護 86,100円 認知症対応型共同生活介護1～3ユニット 96,600円 4～6ユニット 175,350円
	評価調査員人数	10名 (平成21年6月10日現在)
	選定年月日	平成20年5月1日
	連絡先	電話:023-681-1182 FAX:023-681-7157
3	法人名	特定非営利活動法人エール・フォーユー
	所在地	山形県山形市檀野前13番地2
	代表者職氏名	理事 荒井 与志久
	評価手数料 (税込)	小規模多機能型居宅介護 80,000円 認知症対応型共同生活介護1～2ユニット 90,000円 3～4ユニット 95,000円 5～6ユニット 145,000円
	評価調査員人数	8名 (平成21年6月10日現在)
	選定年月日	平成20年5月1日
	連絡先	電話:023-682-1020 FAX:023-682-1018
4	法人名	株式会社 福祉工房
	所在地	宮城県仙台市青葉区国見一丁目19番6号-201
	代表者職氏名	代表取締役 深谷 敏行
	評価手数料 (税込)	小規模多機能型居宅介護 82,000円 認知症対応型共同生活介護1～2ユニット 92,000円 3～4ユニット 119,000円 5～6ユニット 146,000円
	評価調査員人数	10名 (平成21年6月10日現在)
	選定年月日	平成20年5月1日
	連絡先	電話:022-727-8820 FAX:022-727-8825

※評価手数料、評価調査員人数等につきましては、後日変更される場合があります。随時、県のホームページ及びWAMNETにおいて更新いたします。

外部評価の流れと改正点

6 評価の流れ ※H21年度からの改正点です。

外部評価を実施する際のおおまかな流れは次のとおりです。

- ① 事業者は、評価機関に申し込みをし、評価業務委託契約を締結する。
- ② 事業者は、自己評価（「1 自己評価及び外部評価※」に）を行う。また、評価機関から送付された「利用者家族等アンケート」を家族の方に送付する。（回収先は、評価機関となる。）
※平成21年度より「自己評価票」、「外部評価報告書」、「評価結果概要表」が「自己評価及び外部評価結果」として、1つの様式に統合されました。
- ③ 自己評価を記入した「1 自己評価及び外部評価」及び事前提出書類（事業所の運営概要等が分かる書類等）を評価機関へ提出する。
※平成21年度より「情報提供票」の提出は不要となり、既に「介護サービス情報の基本情報」の公表がされている場合は、基本情報を活用することになりました。基本情報が公表されていない場合は、必要に応じて訪問調査時に評価調査員が聞き取りをいたしますので、御協力いただきますようお願いいたします。
※WAMNET掲載時において「事業所個別の基本情報」とリンクさせる予定でしたが、システム上、事業所個別の基本情報とは直接リンクできないことから、「山形県介護サービス情報の公表システム」のトップページ画面にリンクさせて、検索し、閲覧してもらうこととなります。
- ④ 評価機関は、③により書面審査を行ったうえで、評価調査員2名1組により事業所を訪問し、事実の確認、評価を行う。
- ⑤ 評価機関は、評価結果について事業所に通知し、告知期間を定め意見を受け付ける。
- ⑥ 評価機関は、事業所からの意見を踏まえて結果を確定させることになるが、第三者による客観的な判断が必要な場合は、グループホーム関係者、利用者の家族などからなる評価審査委員会に図った上で、評価結果を決定する。
- ⑦ 評価機関は、外部評価の結果を決定したときは、「1 自己評価及び外部評価」を事業者に通知するとともに、「2 目標達成計画」の提出を求める。
- ⑧ 事業者は、「2 目標達成計画」及び「3 サービス評価の実施と活用状況」を作成し、「2 目標達成計画」を評価機関に提出する。
※平成21年度より「2 目標達成計画」、「3 サービス評価の実施と活用状況」の様式が新たに加えられ、事業者は評価結果を評価機関から受理したあとに、「2 目標達成計画」及び「3 サービス評価の実施と活用状況」を作成し、「2 目標達成計画書」を評価機関に提出することとなりました。
※「2 目標達成計画」は、評価結果を受け取った日から概ね1ヶ月以内に評価機関に提出くださるようお願いいたします。

- ⑨ 評価機関は、「1 自己評価及び外部評価結果」及び「2 目標達成計画書」をWAMNETに掲載する。

※ この時点で「評価確定」＝「公表」となります。「2 目標達成計画」及び「3 サービス評価の実施と活用状況」を作成する必要があることから、これまでよりも評価確定までに時間を要することになります。昨年度よりも1ヶ月は早めに評価機関に申込みをし、前回の公表日から1年以内に公表できるよう取り組んでください。

なお、1ヶ月を超えて提出がなく、公表予定日を過ぎる事業所については、県又は市町村から直接指導を行うこととなります。

※ 公表予定日が7月、8月、9月の場合は、これから申込みを行っても、必ずしも「前回の公表日の1年以内」とはなりません。速やかに手続きをとってくださるようお願いいたします。

- ⑩ 事業者は、指定を受けている市町村全てに「1 自己評価及び外部評価結果」及び「2 目標達成計画」を提出する。

※ 評価結果及び目標達成計画を市町村に提出することは、「2年に1回の公表」の条件の1つでもあります。評価機関に目標達成計画を提出すると同時に、市町村に評価結果及び目標達成計画を提出してください。

- ⑪ 事業者は、運営推進会議において、評価結果及び「3 サービス評価の実施と活用状況」を説明し、活用する。

※ 目標達成計画と一緒に作成した「3 サービス評価の実施と活用状況」は、運営推進会議において活用します。評価結果等を運営推進会議に提出し、報告を行い、評価⇒目標立案⇒実行⇒評価を一つのサイクルとして、次の年につなげていきます。(毎回、運営推進会議において、外部評価について話し合うということではありません。評価結果等の報告後は、各事業者の実情に合わせて、実行の報告、評価等について随時話し合ってください。)

- ⑫ 事業者は、重要事項を記した文書に評価結果等を添付の上、利用申込者又はその家族に説明する。

また、事業所内の見やすい場所に評価結果等を備え付けて閲覧に供するほか、自らが設置するホームページ上に掲示するなど広く開示するとともに、入居者の家族に手交又は送付等により提供する。

- ⑬ 事業所が所在する市町村は、事業者から提出された評価結果等を管内の地域包括支援センター等に提供するとともに、当該サービスの利用を希望する者が利用しやすい場所に掲示等を行うなど、事業所の選択に資するため、評価結果等の開示に努めるものとする。

7 自己評価及び外部評価項目

平成21年度より、自己評価項目等が変更になりました。

自己評価項目 87項目 → 55項目（うちGH54項目）

アウトカム項目 13項目 → 13項目

外部評価項目 30項目 → 20項目

- ※ 単に項目が減っただけではなく、旧2項目を新1項目にする等の見直しがされました。
- ※ 介護サービス情報の公表の調査情報との重複部分については削除されました。
- ※ **国が示す項目をベースに改正し、山形県独自の評価項目となっております。（様式をダウンロードする際は、長寿社会課のHPから行ってください。他のサイトからダウンロードした様式を使用しないでください。）**

8 家族アンケートについて

自己評価項目等が変更されたことに伴い、家族アンケートも問の内容を変更しました。

- ①「問1 ご本人の様子、健康状態、金銭管理の状況、職員の異動のお知らせなどについて、事業所からご家族に、定期的、具体的な報告はありますか？」

→**削除**（理由）自己評価・外部評価から項目が削除

- ②「問5 ご家族やお友達などが、いつでも気軽に事業所を訪問し、居心地よく過ごせるようになっていますか？」

→**削除**（理由）自己評価・外部評価から項目が削除

- ③上記①②の代わりに、下記の2つを家族アンケートに追加する。

問1「事業所のサービスを受けていて、健康面や衛生面、医療面、安全面について心配な点はないですか？」

問5「一人ひとりの人格を尊重し、誇りやプライバシーを損ねない言葉かけや対応がなされていますか？」

9 本制度に関する問合せ先

本制度に関して、ご不明な点などありましたら、下記までお問合せください。

◎ 山形県健康福祉部長寿社会課 事業指導担当

住所 山形市松波2-8-1

tel. 023-630-3123 fax. 023-630-2271

◆制度全般に関すること

◆評価機関に関すること

【外部評価制度に関する県のHP「地域密着型サービス自己評価及び外部評価制度」】

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/kenkofukushi/090002/tiiki gai bu.html>

地域密着型サービス自己評価及び外部評価 Q & A

問1 外部評価業務では、どの場合に「公表」「評価確定」の文言を使用するのかを教えてください。

答1 今回、国の技術的助言から「公表の日の取扱い（市町村へ評価結果を提出した日とする）」の規定がはずされたことから、次のとおり整理します。

評価確定日（＝公表日）

事業所から「目標達成計画」を受領し、WAMNETに「評価結果」及び「目標達成計画」を掲載した日

（受領日と掲載日は同日でないこともありますが、2～3日中に遅滞なく掲載するよう評価機関に通知しておりますので、御了承ください。）

評価結果決定日

評価機関が評価結果を最終的に決定し、事業所に通知した日

（1「自己評価及び外部評価」の表紙の評価機関記入欄内の「評価結果決定日」に記載されています。この日付から概ね1ヶ月以内に「2 目標達成計画」を評価機関に提出してください。）

問2 複数ユニットがある場合、自己評価及びアウトカム項目は、各ユニット毎記入となりますが、「事業所が特に力を入れている点・アピールしたい点」欄はどうしたらいいですか。

また、「評価結果」は各ユニット毎に記載されるのでしょうか。

答2 「アピール点」の欄については、1ユニット目にだけ記入し、2ユニット目以降については、当該欄に「※1ユニット目に記載」と記入してください。

また、「評価結果」は、1ユニット目の評価票にのみ記載されることとなります。ただし、一般の方にも分かるよう、様式の上部に「※複数ユニットがある場合、外部評価結果は1ユニット目の評価結果票にのみ記載します。」と文言を加えています。

問3 「目標達成計画」は、全ての事業所が提出しなければならないのでしょうか。「自己評価」又は「外部評価」において、問題点や課題がなかった場合は、どうでしょうか。

答3 問題点や課題がなかったということであっても、さらなる質を高めるための目標を掲げていただきたいので、全事業所提出していただく必要があります。

「自己評価」及び「外部評価」の結果を総合的に勘案しても、なお、「目標をすべて達成している」との結論に至った場合は、「目標達成計画」の中に「問題点、課題はありません」等、「事業所としての意思表示（見解）」を記入して、評価機関に提出してください。（そのまま **WAMNET** に公開されることとなります。）